

憲法に“緊急事態条項”は必要か？ ～被災地から考える“国家緊急権”～

そもそも「緊急事態条項」とは？

災害時には「国家緊急権」が必要なのか？

現在、“緊急事態条項（国家緊急権）”が憲法改正のテーマとなっています。そもそも“緊急事態条項”とは何なのか、災害時に国家緊急権が必要なのか、阪神淡路大震災を経験した災害法制の第一人者をお招きし、徹底解説します。



【講師】永井幸寿さん（弁護士）

（プロフィール）

1955年生まれ。弁護士（兵庫県弁護士会所属）。日本弁護士連合会災害復興支援委員会前委員長、関西学院大学災害復興制度研究所客員研究員、NPO法人災害監護支援機構幹事。「憲法に緊急事態条項は必要か」（岩波ブックレット）ほか災害に関する著書多数。

4月17日（日）15時30分から（15時開場）

場所：新潟ユニゾンプラザ 4階大研修室
（新潟市中央区上所2丁目2番2号）

入場料：無料

主催：新潟県弁護士会
共催（予定）：関東弁護士会連合会

